



バリアフリーニュース

バリアフリー研修（職員向け）を開催しました

～香川県高松市～

令和4年5月17日（火）、JR高松駅構内において、四国運輸局令和3年10月以降新規採用職員（高松市在住）と四国地方整備局職員を対象とした「視覚障がい者サポート研修」を、香川県視覚障害者福祉センター、あなぶきパートナー株式会社、四国旅客鉄道株式会社、ことでんバス株式会社のご協力のもと開催しました。

本研修には、職員10名が参加し、視覚障がい当事者講師による講義や、バス乗り場ではバスを、高松駅構内ではホームや列車を使い、疑似体験・介助方法等を学びました。



初めに、視覚障がい当事者講師による講義を聞き、日常生活や当事者の方から、日常生活や公共交通機関等を利用する際の移動について、どのようなことに困っているのか、どのような支援が必要なのかお話しいただきました。

参加者は、疑似体験ゴーグル（視野狭窄・白内障状態）を着用して駅コンコースからバス乗り場へ歩きました。バス乗り場にて、障がい者役とサポート役でペアになりバスを利用する人の介助方法を学びました。

その後駅構内に戻り、障がい者役とサポート役でペアとなってホームを歩いてから、停車中の車両への乗降体験を行うとともに、その時に必要な声かけやサポート方法を学びました。

体験して初めてわかる見えにくさ、そこからくる不安。足元もおぼつかず、腰も引けてしまいます。声かけや介助が、いかに安心につながるか、「体験」ではありますが、参加者は身をもって実感できたようです。

高齢者、障がい者等、移動に困難を抱える方が、安心して日常生活や社会生活を送ることができるようにするためには、施設や車両の整備と併せて、自然に快くサポートできる環境づくりが重要です。サポート方法だけでなく、「心のバリアフリー」について考え、高齢者、障がい者等の困難を自らの問題として認識するきっかけとします。

そういった点でも、本研修は職員が障がい者の不自由さを理解し、どのようにサポートすればよいのかを学ぶことができ、実際にバリアフリー関連の業務を担当する職員も多く参加しており、体験して得た多くの「気づき」により、更なるバリアフリー化推進の重要性・必要性を再認識する良い機会になりました。



バリアフリー教室・バスの乗り方教室を開催

高松市立亀阜小学校

（令和 4 年 6 月 1 3 日）

令和 4 年 6 月 1 3 日（月）、四国運輸局と香川運輸支局は、高松市立亀阜小学校において「バリアフリー教室・バスの乗り方教室」を開催しました。教室には同小学校 5 年生 8 8 名が参加しました。

バスの乗り方教室では、校内に持ち込んだノンステップバスを使って、ことでんバス（株）から IC 乗車券の使い方や料金表の見方など基本的なバスの乗り方を教わり、乗車体験をしました。さらに、バリアフリーに対応したノンステップバスの特徴を学び、車椅子利用者のバス乗降介助の実演やバス内部における固定方法を見学しました。

バリアフリー教室では、全国脊髄損傷者連合会香川県支部の車椅子利用者講師及び高松市社会福祉協議会職員の指導のもと、車椅子利用者疑似体験と視覚障がい者疑似・介助体験を行いました。車椅子体験では利用する人の大変さを実感し、視覚障がい者疑似体験では目の不自由な方の介助方法を教わりました。

実際に疑似・介助を体験することで、相手の立場を理解し協力することの大切さを学ぶことができました。また、各教室では講師の方への質問が相次ぐなど、小学生のみなさんの熱心さが感じられた教室でした。



車椅子で乗車できます～バスの乗り方教室～



IC カード使用して～バスの乗り方教室～



階段があるよ！～視覚障がい者疑似・介助体験～



段差を超えられるかな？
～車椅子利用者の疑似体験～

<https://www.tb.mlit.go.jp/shikoku/newsrelease/2017/2022-0420-1000-3.html>

国土交通省バリアフリー化 推進功労者大臣表彰(第16回)

推薦案件を募集します！

公共交通機関、建築物、道路、駐車場、都市公園などの総合的で一体的なバリアフリー化を進めるとともに、国民のバリアフリー化に関する意識啓発にもより一層努めるため、国土交通分野におけるバリアフリー化の推進に多大な貢献が認められた個人や団体を表彰いたします。

【募集受付期間】 4月初旬から7月下旬頃まで

※募集受付期間は受付を担当する地方局等により異なりますので、下記及び次ページをご確認の上、該当地域の担当地方局等にお問い合わせ下さい。



○募集対象

国土交通分野に係る施設・車両等のバリアフリー化や、バリアフリー化の普及・促進活動等に積極的に取り組んでいる個人又は団体が対象となります。（詳細は次ページをご参照下さい）

○推薦案件の募集（案件の応募について）

募集対象に合致すると思われる案件がありましたら、次ページの国土交通省各地方支分部局等（以下「地方局等」）の連絡先まで幅広くご相談下さい。

また、事務局へ直接御応募（自薦）いただくことも可能となりますので、応募様式（※）にご記入の上、6月30日までに国土交通省総合政策局バリアフリー政策課までご提出下さい。（自薦については団体のみ）

※応募様式URL：https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/barrierfree/sosei_barrierfree_tk_000001.html

○表彰案件の選考方法及び表彰時期

地方局等から大臣表彰事務局へ推薦を行い、選考委員会における選定を経て、最終的には国土交通大臣が決定し、2023年1月頃に国土交通省本省において表彰を行う予定です。

【表彰の対象となりうる主な取り組み事例と昨年度の受賞事例】

＜表彰対象となりうる主な取り組み事例＞

- ・施設整備にあたって障害当事者や有識者等の意見を積極的に取入れ、設計や工事に反映しているもの
 - ・「バリアフリー整備ガイドライン」の項目以外に独創的・先駆的な取り組みを行っているもの
 - ・「バリアフリー基本構想」に基づき施設や車両等の連続的なバリアフリー化整備を行っているもの
 - ・事業者と地方自治体や障害者団体等の連携による取り組みを行っているもの
 - ・バリアフリー化推進のための人材育成などの取り組みを行っているもの
 - ・障害者等の社会参加を積極的に支援するなどの取り組みを行っているもの
 - ・子育て、認知症、発達障害等に対する支援等の取り組みを行っているもの
- など、バリアフリー化推進のために取り組んでいる個人や団体の中から決定します。

＜昨年度の受賞事例＞

受賞者名	受賞内容
①株式会社フジドリームエアラインズ・株式会社エスエーエス・株式会社エアロスペースプロダクション	体の不自由な方だけでなくお年寄りや小さなお子様連れの不安を解消するため、航空機を利用する際に、介助者とも同乗できるエレベーター付きのステップ車を開発。
②とまり木休憩所・おでかけベンチ協働プロジェクト実行委員会	地域住民が主体となって、住宅地の個人宅や店舗等の前に休憩できるベンチを設置し、ベンチで歩き継いで、自由に外出、買物、通院、散歩ができるように支援することにより、高齢者が「歩いて暮らせるまち」を実現。
③全日本空輸株式会社・日本航空株式会社	障がい者の他、慢性疾患のある方や高齢者等の新型コロナウイルス感染拡大防止及び接客への戸惑いや不安を軽減し、安全・安心な空の旅を提供することを目的に、障がい者等の配慮を要するお客様に航空機を利用する際の具体的な詳細な接客方法を示したガイドラインをANA・JAL共同で策定。

①介助者と同乗できるエレベーター付きのステップ車



②住宅地に休憩できるベンチを設置



③ANA・JAL社員による接客ガイドライン座学



※過去の受賞案件については、国土交通省ホームページ（https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/barrierfree/sosei_barrierfree_tk_000001.html）でご案内しています。

国土交通省各地方支分部局等連絡先

＜国土交通省本省＞ 総合政策部バリアフリー政策課 03(5253)8304(直通)

＜地方整備局＞：建築物・道路・駐車場・都市公園に係るもの

北海道開発局開発監理部開発調整課 011(709)2311(大代表)
 東北地方整備局企画部企画課 022(225)2171(代表)
 関東地方整備局企画部広域計画課 048(601)3151(代表)
 北陸地方整備局企画部広域計画課 025(280)8880(代表)
 中部地方整備局企画部企画課 052(953)8119(代表)
 近畿地方整備局企画部企画課 06(6942)1141(代表)
 中国地方整備局企画部企画課 082(221)9231(代表)
 四国地方整備局企画部企画課 087(851)8061(代表)
 九州地方整備局企画部企画課 092(471)6331(代表)
 沖縄総合事務局開発建設部建設行政課 098(866)0031(代表)

＜地方航空局＞：公共交通機関等のうち航空に係るもの

東京航空局総務部航空振興課 03(5275)9315
 大阪航空局総務部航空振興課 06(6949)6216

＜地方運輸局＞：公共交通機関等に係るもの〔航空関係を除く〕

北海道運輸局交通政策部バリアフリー推進課 011(290)2725
 東北運輸局交通政策部バリアフリー推進課 022(791)7513
 関東運輸局交通政策部バリアフリー推進課 045(211)7268
 北陸信越運輸局交通政策部バリアフリー推進課 025(285)9152
 中部運輸局交通政策部バリアフリー推進課 052(952)8047
 近畿運輸局交通政策部バリアフリー推進課 06(6949)6431
 神戸運輸監理部総務企画部 078(321)3145
 中国運輸局交通政策部バリアフリー推進課 082(228)3499
 四国運輸局交通政策部バリアフリー推進課 087(802)6727
 九州運輸局交通政策部バリアフリー推進課 092(472)2333
 沖縄総合事務局運輸部企画室 098(866)1812



国土交通省

Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

交通消費者行政レポート(令和3年度報告)を発行

令和3年度の交通消費者行政をとりまとめた「交通消費者行政レポート」を発行しました。

レポートは、行政相談、バリアフリーへの貢献による四国運輸局長表彰、消費者行政インタビューの各概要と、四国における交通バリアフリーの現状、令和3年度における交通バリアフリー推進の取り組みを紹介する内容となっています。

なお、本レポートは四国運輸局ホームページに掲載しています。

URL：<http://www.tb.mlit.go.jp/shikoku/soshiki/seisaku/report.html>



令和3年度における四国運輸局の取り組み

第3回移動等円滑化評価会議四国分科会（高松市）

四国運輸局と四国地方整備局は、高松サポート合同庁舎において、「第3回移動等円滑化評価会議四国分科会」を開催しました。

四国分科会では、徳島文理大学藤澤教授を分科会長として選出し、会議を運営して行くことが確認されました。

はじめに、事務局から四国におけるバリアフリー化の進展状況や国の取り組みについて説明があった後、事業者団体、自治体よりバリアフリーに関わる取組報告がありました。

また、障がい当事者団体から事前に出された意見・要望や上記報告をもとに、意見交換を行いました。



日 時	令和3年7月20日（火） 14:00～16:00
場 所	高松サポート合同庁舎 南館4階 会議室+WEB
主な議事	移動等円滑化の進展状況 事業者団体等、自治体、四国地方整備局、四国運輸局の主な取組・意見交換
出席者	ほか 徳島文理大学 理工学部機械創造工学科 藤澤教授 近畿大学 理工学部社会環境工学科 柳原准教授 （公財）香川県老人クラブ連合会、（公財）香川県視覚障害者福祉協会 全国脊髄損傷者連合会香川県支部、香川県障害者スポーツ指導者協議会 （公財）香川県身体障害者団体連合会、四国ろうあ連盟、（社福）香川県手をつなぐ育成会、 （一社）日本発達障害ネットワーク、香川県精神障害者家族連合会、CIL 星空、 NPO法人わをん、NPO法人福祉住環境ネットワークこうち、四国旅客鉄道（株）、 四国鉄道協会、四国バス協会、四国旅客船協会、四国ハイク協議会、高松空港（株）、 四国各県バリアフリー担当者、高松市バリアフリー担当者（43名出席）

第2回 心のバリアフリー

～移動等円滑化促進方針（マスタープラン）と基本構想～

計画制度と心のバリアフリー

設備などを整備することによりバリアを取り除いている例はたくさんある。

しかしそれだけでは解決しないバリアもある。

4つのバリア

物理的なバリア

段差・急こう配の通路
点字ブロックのない通路、ホームと車両の隙間

制度のバリア

資格制限・受験や免許などの付与の制限

情報のバリア

視覚に頼ったタッチパネルのみの操作盤、音声のみによるアナウンス、分かりにくい・難しい言葉と車両の隙間

意識のバリア

心のバリアフリー

国民誰もが、支援を必要とする方々、高齢者、障害者等の自立した日常生活や社会生活を確保することの重要性について理解を深め、自然に支え合うことができるようにすることです。

障害の有無に関わらず、お互いの理解を含め、コミュニケーションを取ることが「心のバリアフリー」の実践である。

「心のバリアフリー」を体現するための3つのポイント

- ①障害のある人への社会的障壁を取り除くのは社会の責務であるという「**障害の社会モデル**」を理解すること
- ②障害のある人及びその家族への差別を行わないよう徹底すること
(不当な差別的取扱いをしない、合理的配慮を提供する)
- ③自分とは異なる条件を持つ多様な他者とコミュニケーションを取る力を養い、すべての人が抱える困難や痛みを想像し共感する力を培うこと

※ユニバーサルデザイン 2020 行動計画

移動等円滑化基本構想

市町村が作成する具体的な事業を位置づけた計画
・心のバリアフリーに関する内容
(事業例) **教育啓発特定事業**

移動等円滑化促進方針（マスタープラン）

市町村が面的・一体的なバリアフリー化の方針を示すもの
(**必須記載事項**)
移動等円滑化に関する「心のバリアフリー」の取組内容等

「心のバリアフリー」や「心のバリアフリーの推進」の取組内容等、**高齢者、障害者等の福祉に関する計画**などで示している自治体もある。

バリアフリー・バリアフリー化

バリアフリー法

高齢者、障害者等

マスタープラン(MP)

基本構想

※障害の平仮名表示について

: 移動等円滑化

: 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律

: 高齢者、全ての障害者(身体障害者のみならず知的障害者、精神障害者、及び発達障害者を含む。)及び妊産婦等、日常生活又は社会生活において身体の機能上の制限を受ける者は全て含まれる。)

: 移動等円滑化促進方針

: 移動等円滑化基本構想

: 法律や名称、ガイドライン内容に沿った形で標記している箇所につきましては漢字表記としております。

「心のバリアフリー」を体現するために

①障害の社会モデルの理解

従来の考え方

障害は、
個人の心身機能の障害によるものであり、
障害のある人が社会参加するためには、自らの努力によって治療や訓練をして社会に適応できるように、自身の中にある「障害」を克服することが求められる。

障害のある人が

例：（聴覚障害者もしくは高齢者が）
社会参加するためには、
自らの努力によって治療や訓練をして
例：（耳の治療して、聴覚訓練をして）
社会に適応できるように、
例：（聴覚を回復させる（？））
自身の中にある「障害」を克服することが求められる。
例：（聞こえないものを無くす（？））

障害の社会モデル

障害は、
社会に多様な人がいることを考えずに作り出された社会的障壁によって生み出されるものであり、
（個人の心身機能の障害と社会的障壁の相互作用によって創り出されているものであり、）
社会的障壁を取り除くのは社会の責務である。
障害のある人が社会参加するためには、障害を生まない環境づくりが求められている。

障害のある人が

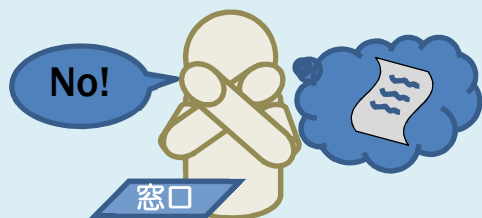
例：（聴覚障害者もしくは高齢者が）
社会参加するためには、
例：（学校の試験を受けるためには）
障害を生まない環境づくりが求められている。
例：（聞こえづらい人は席を移動できるルールがある）
例：（誰もが聞こえるように各自イヤホンを配布）

②障害のある人及びその家族への差別を行わないよう徹底すること

障害者差別解消法

不当な差別的取扱いをしない

障害のある人に対し、
正当な理由なく、障害を理由として差別することを禁止。
例：窓口対応の拒否・資料等の提供の拒否
場所や時間帯の制限
障害のないものに対して付けない条件をつけること



合理的配慮を提供する

障害のある人から、社会的障壁を取り除くために何らかの対応を必要としているとの意思が伝えられた時に、過度の負担なく対応すること。
例：タブレットや、コミュニケーションボードなどを使用した案内
言葉や筆談へ転換して説明を行うこと
手が届かない資料を取るなどの対応
様々な障害について研修する機会を設けること



りーずなぶる あこちでーしょん
Reasonable accommodation
reasonable : 無理のない
accommodation : 適応、調節、融通

③バリアを感じている人のために自分は何ができるかを考え、また積極的にコミュニケーションを取ってバリアを取り除くことを実践する

心のバリアフリーの理解に向けた取り組み

『国民は、高齢者、障害者等の自立した日常生活及び社会生活を確保することの重要性について理解を深めるとともに、これらの者が公共交通機関を利用して移動するために必要となる支援、これらの者の高齢者障害者等用施設等の円滑な利用を確保する上で必要となる適正な配慮その他のこれらの者の円滑な移動及び施設の利用を確保するために必要な協力をするよう努めなければならない。』とバリアフリー法（第二章基本方針等第七条）に示されている。

✓ 行動につなげるために幅広い教育活動

児童生徒や社会人などを対象に、高齢者、障害者等の心身機能や行動特性などについての理解を深め、接遇・介助・支援等の方法を学び、声かけなど行動につなげるための教育活動を推進する。

- ・学校におけるバリアフリー教室の開催
- ・障害当事者を講師とした住民向けバリアフリー講演会やセミナーの開催
- ・交通事業者等の従業員を対象とした接遇研修の実施

✓ 理解を深めるために啓発・広報活動

市町村が**移動等円滑化促進方針（マスタープラン）**や**基本構想**を作成する時ににおいて啓発・広報活動を、地域の実績に応じて選定して位置付けていくことが重要。

事例紹介 遠野市バリアフリー**マスタープラン**〈**移動等円滑化促進方針**〉～岩手県遠野市～

【基本方針 1】とともに支え合う**心のバリアフリー**の推進

〈方向性〉

妊産婦への気配りを促す「マタニティマーク」や障がい者に関するマークなど、各種取組の紹介や市広報・HP 広報等を通じて周知することにより、マナーの向上、日常的に困っている人に自然と手を差し伸べる意識啓発に努めます。

市町村の取組

心のバリアフリーを職員全体へ周知

計画・方針などの策定

○**移動等円滑化促進方針（マスタープラン）**を作成する場合、**心のバリアフリー**に関する事項は**必須記載事項**となっている。また、**基本構想**を作成する場合、移動等円滑化に関する「**心のバリアフリー**」に関する施策を位置付ける際にはより実効性を持たせるため、「**教育啓発特定事業**」としての位置付けも検討する必要がある。

○**移動等円滑化促進方針（マスタープラン）**・**基本構想**以外の高齢者、障害者等の福祉に関する計画として、具体的には以下の計画がある。これらの計画では、高齢者、障害者等の安全な外出・移動をめざしてソフト施策や**心のバリアフリー**の推進に関する施策を打ち出すことが望ましい。

- ・ 高齢者関連 市町村老人福祉計画（老人福祉法第 20 条の 8 第 1 項）
市町村介護保険事業計画（介護保険法第 117 条第 1 項）
- ・ 障害者関連 市町村障害者計画（障害者基本法第 11 条第 3 項）
市町村障害福祉計画（障害者総合支援法第 88 条第 1 項）

「**心のバリアフリー**」に対する理解が広がり、多くの方の実践に繋がる。

バリアフリー法に基づき定める『移動等円滑化の促進に関する基本方針（告示）』にある数値目標（全国）

【令和 3 年度～令和 7 年度の目標】

- 「**心のバリアフリー**」の用語の認知度：約 50%
- 高齢者、障害者等の立場を理解して行動ができている人の割合：原則 100%

四国地方整備局・四国運輸局における心のバリアフリー推進のための実施状況

● セミナーの開催

令和3年度から『障害の社会モデル』についての当事者によるセミナーを開催している。

自然に快くサポートできる社会を実現するため、

● バリアフリー教室_四国運輸局

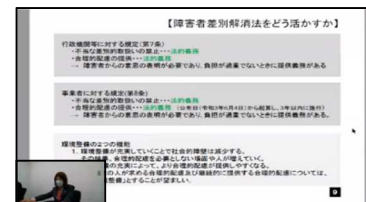
令和3年度はオンラインを含め、
4つの小学校で教室を開催。

四国内の小学校に出向き、講師の先生をお招きして、車椅子や視覚障がい者の疑似・介助体験をしてもらう教室を開催している。同時に、基本的なバスの乗り方などを学習する「バスの乗り方教室」も開催している。

誰もが安全・安心に暮らせる社会環境を目指して

● ユニバーサルデザイン歩行体験_四国技術事務所

四国技術事務所（香川県高松市牟礼町）では、車椅子での段差通行や白杖とアイマスクを使った視覚障がい者体験などのユニバーサルデザイン体験ができる。実際に、県職員の新採研修で来訪されることもある。



移動等円滑化促進方針(マスタープラン)、基本構想の作成し、
誰もが暮らしやすいまちにしていきたいと思います。

To Be Continued...

第3回連載記事では、バリアフリー基本構想を詳しく解説します。

バリアフリー出前講座 実施します！～みんなでいっしょに学びませんか～

【申し込み注意事項】

- ・ 出前範囲は四国地方整備局及び四国運輸局管内です。
（業務都合により範囲を限定する場合があります。）
- ・ 申し込みは1ヶ月前までにお願いします。
- ・ 講師への謝礼は不要です。
（講師派遣の交通費等（旅費）については、依頼者側で実費負担をお願いします。）
- ・ 営利を目的とする場合や出前講座の趣旨に適しないと認められる場合は対象外とさせていただきます。その他については、出前講座HPをご覧ください
(<http://www.skr.mlit.go.jp/kaisai/demae/demae.html>)

～実施中の講座～

- マスタープラン、基本構想の作成
内容：計画作成の意義、メリットについての説明、作成支援
対象：市町村担当者
- バリアフリーマップの作成
内容：マップ作成の意義、メリット、支援について説明
対象：市町村担当者、一般

受講料無料

講師が伺います
(オンラインも可)

等

<問い合わせ先>

四国地方整備局 企画課

TEL：087-811-8308（代表）

四国運輸局 バリアフリー推進課

TEL：087-802-6727（代表）

HP を更新中です！～『バリアフリー』～

概 要

マスタープランと基本構想の作成のために必要な情報やその他移動等円滑化（バリアフリー）に関する情報を集約しています。また、こころのバリアフリーとしてソフト的な取組みの紹介や、交通機関等のハード的な取組みの進捗状況を掲載しています。

知りたい・役立つ情報を一つの場所で確認できる！
より見やすく・読みやすく改善していきます！

業務のご案内



随時更新中です。
ご意見等ございましたら、当課まで
ご連絡ください。

みなさんからのご意見・ご投稿をお待ちしています。バリアフリーに関するものならなんでも結構です。
四国運輸局バリアフリー推進課まで、電話またはメールでお寄せください。



〒760-0019

香川県高松市サンポート3番33号

高松サンポート合同庁舎南館4階

電 話：087(802)6727

M A I L：skt-syougyouka3012@mlit.go.jp



国土交通省

四国運輸局ホームページも是非ご覧ください

<http://www.tb.mlit.go.jp/shikoku/>

このニュースは、バリアフリー関係の話題を中心に、四国4県自治体のバリアフリー関係担当部署、交通事業者及び地域のNPOの方にお送りしています。

このニュースの配信につきまして、配信先の追加、変更や停止をご希望される方は、お手数ですが本メールの返信機能でご連絡ください。